

入札説明書

障害者支援施設（鶴峰園・慈丘園）移転改築（合築）工事に係る入札公告に基づく一般競争入札（条件付）については、関係法令の定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 担当部署

〒 990-0041 山形市緑町一丁目 9 番 3 0 号
社会福祉法人山形県社会福祉事業団 事務局 改築営繕室
Tel 023-623-9127

2 入札及び開札の日時並びに場所等

入札等に係る日程は、入札公告記載のとおりとする。

3 入札参加資格

- (1) 「山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと」とは、入札参加確認日（一般競争入札（条件付）参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日）から落札決定日までの期間中いずれの日においても指名停止を受けていないことをいう。
- (2) 「山形県建設工事請負契約約款第 4 9 条第 1 項第 6 号の規定（以下「暴力団排除条項」という。）に該当しないこと」とは、申請書の提出の日から当該工事の工期までのいずれの日においても暴力団排除条項に該当しないことをいう。
- (3) 公告で指定された期限までに申請書及び申請書の添付書類（以下「確認資料」という。）を提出しないもの並びに入札参加資格がないと認められたものは、本入札に参加することができない。
- (4) 施工実績
 - イ 実績とする工事は、国、県、地方公共団体、公団・公社等が発注した工事とする。
 - ロ 記載する施工実績の件数は 1 件とする。
 - ハ 工事の施工実績については、平成 1 4 年 4 月以降に工事が完成し、引渡し完了しているものに限る。
 - ニ 施工実績については、記載した工事に係る工事实績証明書又は証明できるもの（契約書の写し及び工事概要のわかる仕様書等の写し等）を提

出すること。ただし、当該工事が財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報サービス（CORINS）」に登録されている場合は、当該工事实績カルテの写しの提出により工事实績証明書等に代えることができる。

(5) 配置予定技術者

イ 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任（建設業法施行令第27条に規定する工事に限る。）で配置できること。

(イ) 建築工事の場合

- ・ 1級建築施工管理技士、1級建築士又はこれと同等以上の資格を有すること。
- ・ 監理技術者にあつては、建築工事業に係る監理技術者資格証及び監理技術者講習修了書を有すること。

(ロ) 機械設備工事の場合

- ・ 1級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有すること。
- ・ 監理技術者にあつては、管工事に係る監理技術者資格証及び監理技術者講習修了証を有すること。

(ハ) 電気設備工事の場合

- ・ 1級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有すること。
- ・ 監理技術者にあつては、電気工事に係る監理技術者資格証及び監理技術者講習修了証を有すること。

(ニ) 自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

ロ 配置予定の技術者は原則として変更できないこと。また、本件工事の契約時において、配置予定の技術者を配置できないときは、真にやむを得ない事由により技術者の変更を認める場合を除き、契約を締結しない。

ハ 配置予定の技術者として、複数の候補技術者を記載することができる。

ニ 同一の技術者について、重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、速やかに契約担当者に報告すること。

ホ 配置予定の技術者は、入札参加資格の確認申請日において、専任を要するどの工事にも（本件工事が建設業法施行令第27条に該当する工事である場合には、「全ての工事に」と読み替えるものとする。）主任（監理）技術者として配置されていないこと。ただし、本件工事の契約時まで、当該技術者が配置されている工事の完成及び引渡し完了の見込みである場合にはこの限りではない。

ヘ 請負金額3,500万以上（建築一式工事にあつては7,000万以

上) となる場合には、配置される主任技術者又は監理技術者は一般競争入札（条件付）参加申請書を提出する日の前3ヶ月以上の雇用期間があることが必要である。【注】落札決定後に、当該事項を満たさないことが判明した場合には落札決定を取り消し、契約を行わないものとする。

4 入札参加資格の確認等

(1) 本件入札の参加希望者は、入札公告の「入札参加者の資格」及び上記3の「入札参加資格」を有することを証明するため、申請書及び確認資料を提出し、参加資格の有無について契約担当者の確認を受けなければならない。

(2) 提出書類（山形県に準じる）

イ 申請書（様式第1号）

ロ 確認資料

次の資料を提出すること

(イ) 施工実績を記載した書面（様式第2号）

(ロ) 施工実績とする工事に係る以下の書類

a CORINS登録工事における工事カルテ又は工事請負契約書の写し

記載内容により工事の施工実績が確認できない場合（工事請負契約書の写しを添付する場合又はカルテの記載内容により明確に確認できない場合）は、工事概要等を確認できる仕様書等の写しを添付すること。

b 協定書の写し（共同企業体受注工事の場合のみ）

(ハ) 配置予定の技術者の資格等を記載した書面（様式第3号）
配置予定の技術者の「工事経験の概要」における「従事役職」は現場代理人又は主任技術者若しくは監理技術者の職名を記載すること。

(ニ) (ハ)の技術者の国家資格者証又は監理技術者資格者証の写し及び監理技術者講習修了証の写し

(ホ) (ハ)の技術者の経験工事に係る以下の書類

a CORINS登録工事における工事カルテ又は工事請負契約書の写し

記載内容により工事の施工実績が確認できない場合（工事請負契約書の写しを添付する場合又はカルテの記載内容により明確に確認できない場合）は、工事概要等を確認できる仕様書等の写しを添付すること。

b 協定書の写し（共同企業体受注工事の場合のみ）

※様式は山形県に準じるものとする。

(へ) 総合評定通知書の写し（本申請の提出期限 1 年 7 月以内であり、かつ、直近のものに限る。）

(ト) 健康保険及び厚生年金保険に係る直近の被保険者標準報酬月額決定通知書又は保険料領収済額通知書若しくは領収書の写し

(へ) の総合評定値通知書により健康保険及び厚生年金保険に加入していることが確認できる場合又は個人事業主でかつ従業員が 4 人以下のため等により適用が除外される場合は提出を要しない。

ハ 申請書及び確認資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

なお、確認資料として提出する書類は受注者責任において用意すべきものであり、発注者は、亡失等を理由とする再交付には応じない。

ニ 提出された申請書及び資料は無断で使用しない。

ホ 確認資料を公告で指定された提出場所へ書面により提出（郵送に限る。）すること。持参又はファクシミリによるものは受け付けない。

ヘ 提出期限以降における申請書又は確認資料の差し替え及び再提出は認めない。

ト 入札参加確認のため、必要な書類の追加提出を求めることがある。

5 設計図書の貸出し

当該工事に係る設計図書について、次により配布を行う。

(1) 配布する設計図書（CD-R） ※コピー不可

イ 図面

ロ 金抜き設計書

(2) 配布期間

平成 29 年 5 月 8 日（月）から平成 29 年 5 月 22 日（月）まで

(3) 配布方法

申請書（様式第 1 号）等必要書類を全て受理した後に、郵送にて配布する。

(4) 返却方法

入札日に、入札会場に持参し返却すること。

6 設計図書等に対する質問

- (1) 設計図書及びこの入札説明書に対する質問がある場合は、平成29年5月8日(月)から平成29年5月22日(月)(当日消印有効)まで本法人事務局改築営繕室へ書面の郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。ファクシミリによるものは受け付けない。
- (2) (1)の質問に対する回答は、平成29年5月25日(木)に郵送する。

7 共通入札説明事項

(1) 入札の辞退

入札参加者は、入札書を提出するまでの間は、いつでも入札を辞退することができる。入札を辞退する場合は、書面により行うものとする。

入札を辞退する場合は、辞退する入札の工事名、入札日、辞退する者の名称、入札を辞退する旨を記載した書面に代表者印を押印し、5の設計図書(CD-R)を添えて、入札開始前までに提出するものとする。

なお、入札書提出後は入札を辞退することができない。

(2) 入札

イ 入札書の提出にあたっては、入札書を封筒に入れ封かんのうへ「入札書在中」と朱書きすること。また、入札金額に対応した積算内訳書(中科目別内訳まで)を提出すること。この場合、積算内訳書の表紙には、工事名、社名、代表者名(代理人が入札する場合、代理人名も併記する。)を記載すること。

ロ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札の効力

次に掲げる入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

イ 入札公告に示した競争入札参加資格のない者(競争入札参加資格があることを確認された者で、開札時において入札公告に示した競争入札参加資格を満たさなくなった者を含む。)のした入札

ロ 申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者のした入札

ハ 委任状を持参しない代理人のした入札

ニ 記名押印をしていない入札(外国人又は外国法人にあつては、代表

者又は代理人本人の署名をもって代えることができる。)

ホ 金額を訂正した入札

ヘ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない入札

ト 明らかに連合と認められる入札

チ 同一工事の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札

リ 積算内訳書の提出のない入札(内容の記載されていない積算内訳書を提出した場合を含む。)

ヌ 提出された積算内訳書の記載内容等の確認の結果、適正に積算が行われていないことが明らかになった場合におけるその者のした入札

ル 積算内訳書と入札書の金額が異なるとき

ヲ 公正かつ正常な入札の執行を妨げる行為をした者のした入札

ワ 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件等に違反した入札

(4) 落札者の決定方法

イ 開札後、落札決定を保留し、予定価格と最低制限価格の範囲内で、最低の価格の入札者について入札参加資格の審査を行う。審査の結果、入札参加資格のあることが確認できた場合は、当該入札者を落札者に決定する。

審査の結果、入札参加資格がないことが確認された場合は、有効な入札を行った次順位の者から入札参加資格を審査し、適格者が確認できるまでこれを行う。

なお、落札者の決定は、開札日から起算して原則 3 日(休日を除く。)に行う。

ロ 最低の価格の入札者が提出した積算内訳書に不正又は不適正の疑いがあるときは、調査のうえで落札するか否かを決定する。

ハ 落札決定の時までに入札参加資格を満たさなくなった者は落札者とししない。

ニ 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、場所及び日時を指定したうえで、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない本法人職員にこれに代わってくじを引かせ、落札者を決定する。

(5) 入札の延期、中止等

イ 天災、地変等により入札執行が困難なときは、入札を延期、中止又は取り止めることがある。

ロ 正常かつ公正な入札執行が困難と認められる場合、その他やむを得ない事情が生じたときは、入札を延期、中止又は取り止めることがある。

ハ 適正な入札の執行を期するため必要があるときは、入札前にくじ等により入札参加者を減じたうえで入札を執行することがある。

(6) その他

イ 保証契約に基づいて前払金を支払う。

(イ) 中間前払金について、請負代金額が1,000万円以上の工事に限る。

(ロ) 中間前払金と部分払は選択制とし、契約締結時に請負業者が選択を行うものとする。

ロ 落札者は、契約締結後1か月以内及び工事完成時に建設業退職金共済制度に係る掛金収納書を提示すること。

ハ 入札時刻に遅れた場合は棄権とみなす。